

納税地	891-0122 鹿児島市南栄6丁目1-11
法人名等	株式会社 ココ・ファーム
代表者又は 清算人氏名	代表取締役 高井 良崇 殿

鹿児島法 第 1078 号

令和4年(2月2日)

鹿児島 税務署長
財務事務官

中元 勇吉



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
法人税	自平成30年 4月 1日至平成31年 3月31日事業年度 自平成31年 4月 1日至令和 2年 3月31日事業年度 自令和 2年 4月 1日至令和 3年 3月31日事業年度 自令和 3年 4月 1日至令和 4年 3月31日事業年度	自平成30年 4月 1日至平成31年 3月31日事業年度から 自令和 3年 4月 1日至令和 4年 3月31日事業年度まで
地方 法人税	自平成30年 4月 1日至平成31年 3月31日課税事業年度 自平成31年 4月 1日至令和 2年 3月31日課税事業年度 自令和 2年 4月 1日至令和 3年 3月31日課税事業年度 自令和 3年 4月 1日至令和 4年 3月31日課税事業年度	自平成30年 4月 1日至平成31年 3月31日課税事業年度から 自令和 3年 4月 1日至令和 4年 3月31日課税事業年度まで
消費税及 び地方消 費税	自平成30年 4月 1日至平成31年 3月31日課税期間 自平成31年 4月 1日至令和 2年 3月31日課税期間 自令和 2年 4月 1日至令和 3年 3月31日課税期間 自令和 3年 4月 1日至令和 4年 3月31日課税期間	自平成30年 4月 1日至平成31年 3月31日課税期間から 自令和 3年 4月 1日至令和 4年 3月31日課税期間まで
源泉所得 税及び復 興特別所 得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税 及び復興特別所得税	自令和 1年 5月10日至令和 4年 9月12日に法定納期限が到 来する源泉所得税及び復興特別所得税
	以下余白	

備考	
----	--